（中心市街地の活性化に関する法律の一部改正）

第十八条　中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第七十二条第一項中「第四条第十五号」を「第四条第一項第九号」に改める。

第七十三条中「、内閣官房」を「、内閣府」に、「処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する」を「処理する」に改める。

（都市再生特別措置法の一部改正）

第十九条　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第四条第十五号」を「第四条第一項第九号」に改める。

第十一条中「、内閣官房」を「、内閣府」に、「処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する」を「処理する」に改める。

第十九条第十一項中「内閣官房」を「内閣府」に改める。

（知的財産基本法の一部改正）

第二十条　知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第四条第十五号」を「第四条第一項第九号」に改める。

第三十一条中「、内閣官房」を「、内閣府」に、「処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する」を「処理する」に改める。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第二十一条　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項中「第四条第十五号」を「第四条第一項第九号」に改める。

第四十四条中「、内閣官房」を「、内閣府」に、「処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する」を「処理する」に改める。

（情報公開・個人情報保護審査会設置法及び統計法の一部改正）

第二十二条　次に掲げる法律の規定中「内閣府」を「総務省」に改める。

一　情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）第二条

二　統計法（平成十九年法律第五十三号）第四十四条

（犯罪被害者等基本法の一部改正）

第二十三条　犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「内閣官房長官」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十七条第一項中第二号を第三号とし、同項第一号中「内閣官房長官」を「国家公安委員会委員長」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　国家公安委員会委員長

第二十七条第二項中「前項第二号」を「前項第三号」に改める。

第二十八条中「前条第一項第二号」を「前条第一項第三号」に改める。

（地域再生法の一部改正）

第二十四条　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「第四条第十五号」を「第四条第一項第九号」に改める。

第三十一条中「、内閣官房」を「、内閣府」に、「処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する」を「処理する」に改める。

（食育基本法の一部改正）

第二十五条　食育基本法（平成十七年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十六条第三項中「内閣総理大臣」を「農林水産大臣」に改める。

第二十六条第一項中「内閣府」を「農林水産省」に改める。

第二十八条第一項中「内閣総理大臣」を「農林水産大臣」に改める。

第二十九条第一項第一号を削り、同項第二号中「食育担当大臣」を「農林水産大臣」に改め、「うちから」の下に「、農林水産大臣の申出により」を加え、同号を同項第一号とし、同項第三号中「内閣総理大臣」を「農林水産大臣」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項中「前項第三号」を「前条第一項第三号」に改める。

第三十条中「前条第一項第三号」を「前条第一項第二号」に改める。

（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正）

第二十六条　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第四条第十五号」を「第四条第一項第九号」に改める。

第七条第一項、第三項から第八項まで及び第十項中「内閣総理大臣」を「総務大臣」に改める。

第三十七条中「内閣府」を「総務省」に改める。

第三十八条第二項及び第四項、第四十条並びに第四十三条第二項中「内閣総理大臣」を「総務大臣」に改める。

（自殺対策基本法の一部改正）

第二十七条　自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「内閣府」を「厚生労働省」に改める。

第二十一条第二項中「内閣官房長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条第三項中「内閣官房長官」を「厚生労働大臣」に改め、「うちから」の下に「、厚生労働大臣の申出により」を加え、同条第五項中「内閣総理大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の一部改正）

第二十八条　道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「第四条第十五号」を「第四条第一項第九号」に改める。

第二十七条中「、内閣官房」を「、内閣府」に、「処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する」を「処理する」に改める。

（海洋基本法の一部改正）

第二十九条　海洋基本法（平成十九年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「第四条第十五号」を「第四条第一項第九号」に改める。

第三十六条中「、内閣官房」を「、内閣府」に、「処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する」を「処理する」に改める。

（宇宙基本法の一部改正）

第三十条　宇宙基本法（平成二十年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「宇宙開発戦略本部」を「政府」に改め、同条中第七項を第八項とし、同条第六項中「宇宙開発戦略本部」を「政府」に改め、「政府が」を削り、「第四項」の下に「及び第五項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「宇宙開発戦略本部」を「内閣総理大臣」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「宇宙開発戦略本部は、第一項の規定により宇宙基本計画を作成した」を「内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があった」に、「これ」を「宇宙基本計画」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　内閣総理大臣は、宇宙開発戦略本部の作成した宇宙基本計画の案について閣議の決定を求めるものとする。

第二十六条第一号中「を作成し、及びその実施を推進する」を「の案の作成及び実施の推進に関する」に改める。

第三十一条第一項中「第四条第十五号」を「第四条第一項第九号」に改める。

第三十二条中「、内閣官房」を「、内閣府」に、「処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する」を「処理する」に改める。

（総合特別区域法の一部改正）

第三十一条　総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第一項中「第四条第十五号」を「第四条第一項第九号」に改める。

第六十六条中「、内閣官房」を「、内閣府」に、「処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する」を「処理する」に改める。